

## 平成二十一年法律第五十九号

### 資金決済に関する法律

#### 目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第二章 前払式支払手段	第三章 第三者型発行者（第七条—第十二条）
第二節 自家型発行者（第五条・第六条）	第六節 雜則（第二十九条の二—第三十六条）	第七節 雜則（第三百二条—第一百六十八条）
第三節 第三者型発行者（第七条—第十二条）	第八章 討則（第一百七条—第一百八十八条）	第九章 討則（第一百七条—第一百八十八条）
第四節 資金移動	第十章 第一章 総則	第十章 第一章 総則
第五節 業務（第十三条—第二十一条の三）	第十一章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）	第十一章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百零一条）
第六節 監督（第二十二条—第二十九条）	第十二章 雜則（第一百二条—第一百六十六条）	第十二章 雜則（第一百二条—第一百六十六条）
第七節 雜則（第二十九条の二—第三十六条）	第十三章 討則（第一百七条—第一百八十八条）	第十三章 討則（第一百七条—第一百八十八条）
第八節 第三者型発行者（第七条—第十二条）	第十四章 第四節 雜則（第六十一条—第六十九条の二）	第十四章 第四節 雜則（第六十一条—第六十九条の二）

### 第四節 雜則（第六十一条の三十九—第六十九条の四十二）

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もつて資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。（定義）	第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、第三条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。	第三条 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいいう。
第二条 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外國通貨をもつて債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもつて債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。	第四条 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外國通貨をもつて表示され、又は閣府令で定めるもの	第五条 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外國通貨をもつて債務の履行（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもつて債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。
第三条 この法律において「電子決済手段」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段による登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。	第六条 この法律において「電子決済手段」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段による登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。	第七条 この法律において「電子決済手段」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段による登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。
第四条 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。	第八条 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。	第九条 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。
第五条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第六条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第七条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。

第一条 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権に該当するものを除く。）をいう。	第二条 この法律において「電子記録債権」とは、この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他に該当するものを除く。）をいう。	第三条 この法律において「電子記録債権」とは、この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。
第二条 この法律において「電子決済手段」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段による登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。	第三条 この法律において「電子決済手段」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段による登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。	第四条 この法律において「電子決済手段」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段による登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。
第三条 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。	第四条 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。	第五条 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。
第四条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第五条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第六条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。

第一条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第二条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第三条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。
第二条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第三条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第四条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。
第三条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第四条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第五条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。
第四条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第五条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第六条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。
第五条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第六条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。	第七条 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものを除く。

我が国において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、(電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り)、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他のこれらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するもの）に該当するものを除く。

「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換」とは、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換であることをして内閣府令で定めるものを除く。

「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為を電子決済手段の管理とし、内閣府令で定めるものを除く。

「電子決済手段の管理」は、第三号に掲げる行為を電子決済手段の管理とし、内閣府令で定めるものを除く。

弁済のために不特定の者に對して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

三 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。

四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

五 他人のために暗号資産の交換等を行うこと（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行ふ者をいう。

六 この法律において「為替取引分析業」とは、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）の委託を受け、当該金融機関等の行う為替取引（これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。以下この項及び第四章において同じ。）に関し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいふ。

七 当該為替取引が外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条各号（同法第十七条の三その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）に掲げる支払等（同法第八条に規定する支払等をいう。）に係る為替取引に該当するかどうかを

する。  
二 当該為替取引が国際連合安全保険理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第九条に規定する財産凍結等対象者その他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

三 当該為替取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること。

四 この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

五 この法律において「認定資金決済事業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

六 この法律において「外國暗号資産交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者は、第六十三条の二に掲げる行為をいい。

七 この法律において「紛争解決等業務」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

八 この法律において「紛争解决等業務」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

九 農業協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

十 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

十一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条）第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

十二 農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

十三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十四 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十五 農林中央金庫

十六 株式会社商工組合中央金庫

十七 この法律において「破産手続開始の申立て等」とは、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算等の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。

十八 この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。

十九 この法律において「信託銀行等」とは、第六十三条の二十三の許可を受けた者をいう。

二十 この法律において「資金清算機関」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

二十一 この法律において「資金清算機関」とは、第六十四条第一項の免許を受けた者をいう。

二十二 この法律において「認定資金決済事業者協会」とは、第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

二十三 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

二十四 この法律において「紛争解决等業務」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

二十五 この法律において「紛争解决等業務」とは、紛争解决等業務（第三十六条の二第一項第一号の項目において同じ。）、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情を處理する手続をいう。及び紛争解决手続（資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第一百条第三項を除き、以下同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

二十六 この法律において「紛争解决等業務の種別」とは、紛争解决等業務に係る資金移動業務（資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の四第一項第一号において同じ。）の事務を行つる水産業協同組合連合会

二十七 この法律において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度量する他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て發





日未使用残高の二分の一の額（以下この章において「要供託額」という。）以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

## 2 前払式支払手段発行者は、第三十一条第一項の権利の実行の手続の終了その他事実の発生により、発行保証金の額（次条に規定する保全額及び第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額を含む。第十八条第二号及び第二十一条第一項第三号において同じ。）がその事実が発生した日の直前の基準日における要供託額（第二十一条第一項の規定による払戻しの手続又は第二十一条第一項の権利の実行の手続が終了した日の直前の基準日にあつては、これらの手続に係る前払式支払手段がないものとみなして内閣府令で定める方法により計算された額）に不足することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、その不足額について供託を行なわなければならぬ。

3 発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣総理大臣に届け出され、内閣府令で定める方法により計算された額の二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。二百七十八条第一項において同じ。）をもつてこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによると、前払式支払手段発行者は、政令で定めることにより、発行保証金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が前払式支払手段発行者との間に、臣の命令に応じて発行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該発行保証金保全契約において供託されることとなつている金額をいう。第十七条において同じ。）につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

## （発行保証金保全契約）

**第十五条** 前払式支払手段発行者は、政令で定めることにより、発行保証金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が前払式支払手段発行者との間に、臣の命令に応じて発行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該発行保証金保全契約において供託されることとなつている金額をいう。第十七条において同じ。）につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

## （発行保証金信託契約）

**第十六条** 前払式支払手段発行者は、信託会社との間で、発行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を發行保証金の供託に充てることを信託の目的とし

て当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金信託契約に基づき信託財産が信託され、金の全部又は一部の供託をしないことができる。

## 2 発行保証金信託契約は、次に掲げる事項をそ

の内容とするものでなければならない。

### 一 発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の保有者を受益者とすること。

### 二 受益者代理人を置いていること。

### 三 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。

### 四 その他内閣府令で定める事項

#### （発行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定める場合による。）

#### （供託命令）

### 2 発行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定める場合による。）

#### （供託命令）

在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他の発行保証金の供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

## 第二十条

前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

### 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）

### 二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

### 三 その他内閣府令で定める場合

### 2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。

#### （委託先に対する指導）

### 3 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託（以下この段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該業務に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

#### （情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならない。）

### 2 前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その発行の業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならない。

### 2 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）

### 二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

### 三 その他内閣府令で定める場合

### 2 前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されるべきこと。

### 3 前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されるべきこと。

### 4 その他内閣府令で定める事項

### 3 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、前払式支払手段発行者（会社に限る。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により前項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 4 会社法第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項第九百四十四条第一項の規定による公告をする場合について準用する。この場合

において、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

## 第二十一条

前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その発行の業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならない。

### 2 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者から当該業務の適正かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

#### （苦情処理に関する措置）

### 2 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者から当該業務の適正かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

#### （苦情処理に関する措置）

前項の報告書には、財務に関する書類その他  
の内閣府令で定める書類を添付しなければなら  
ない。自家型発行者については、基準日未使用残  
高が基準額を超えることとなつた基準日の前日  
までの間の基準日については、第一項の規定  
が基準額以下となつた基準日の翌日から当該基  
準日以後の基準日であつて再び基準日未使用残  
高が基準額を超えることとなつた基準日の前日  
は、適用しない。

(立入検査等)

**第二十四条** 内閣総理大臣は、前払式支払手段發  
行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保  
するために必要があると認めるときは、当該前  
払式支払手段発行者に対し当該前払式支払手段  
発行者の業務若しくは財産に關し参考となるべ  
き報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職  
員に当該前払式支払手段発行者の営業所、事務  
所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しく  
は財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿  
書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の發  
行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため  
特に必要があると認めるときは、その必要の限  
度において、当該前払式支払手段発行者から業  
務の委託を受けた者（その者から委託（二以上  
の段階にわたる委託を含む）を受けた者を含  
む。以下この条及び第三十二条において同じ。）  
に対し当該前払式支払手段発行者の施設に  
立入りさせ、当該前払式支払手段発行者の業務  
若しくは財産の状況に關して質問させ、若しく  
は帳簿書類その他の物件を検査させることができ  
る。

3 前項の前払式支払手段発行者から業務の委託  
を受けた者は、正当な理由があるときは、同項  
の規定による報告若しくは資料の提出又は質問  
若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

**第二十五条** 内閣総理大臣は、前払式支払手段發  
行者の前払式支払手段の発行の業務の健全かつ  
適切な運営を確保するために必要があると認め  
るときは、その必要の限度において、当該前払  
式支払手段発行者に対し、業務の運営又は財產  
の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な  
措置をとるべきことを命ずることができる。

前項の規定により当該前払式支払手段の利  
用を命ずることができる。

**第二十六条** 内閣総理大臣は、第二十六条又は第  
二十七条第一項若しくは第二項の規定による處  
分をしたときは、内閣府令で定めるところによ  
り、その停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又  
はこれらに基づく处分に違反したとき。

二 その発行する前払式支払手段に係る第三十  
一条第一項の権利の実行が行われるおそれがあ  
る場合において、当該前払式支払手段の利  
用者の被害の拡大を防止することが必要であ  
ると認められるとき。

(第三者型発行者に対する登録の取消し等)

**第二十七条** 内閣総理大臣は、第三者型発行者が  
次の各号のいずれかに該当するときは、第七条  
の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定め  
てその第三者型前払式支払手段の発行の業務の  
全部若しくは一部の停止を命ずることができ  
る。

一 第十条第一項各号に該当することとなつた  
とき。

二 不正の手段により第七条の登録を受けたと  
き。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又  
はこれらに基づく处分に違反したとき。

四 その発行する前払式支払手段に係る第三十  
一条第一項の権利の実行が行われるおそれが  
ある場合において、当該前払式支払手段の利  
用者の被害の拡大を防止することが必要であ  
ると認められるとき。

内閣総理大臣は、第三者型発行者の営業所若  
しくは事務所の所在地を確知できないとき、又  
は第三者型発行者を代表する役員の所在を確知  
できないときは、内閣府令で定めるところによ  
り、その事実を公告し、その公告の日から三十  
日を経過しても当該第三者型発行者から申出が  
ないときは、当該第三者型発行者の第七条の登  
録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続  
法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定  
は、適用しない。

**第二十八条** 内閣総理大臣は、前条第一項若しく  
は第二項の規定により第七条の登録を取り消し  
たとき、又は第三十三条第二項の規定により第  
七条の登録がその効力を失つたときは、当該登  
録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第二十六条又は第  
二十七条第一項若しくは第二項の規定による処  
分をしたときは、内閣府令で定めるところによ  
り、その旨を公告しなければならない。

**第六節 雜則**

**第二十九条の二** 前払式支払手段発行者が、内  
閣府令で定めるところにより、この項の規定の適  
用を受けようとする旨その他内閣府令で定める  
事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出  
した場合には、当該届出書を提出した日後におけ  
る当該前払式支払手段発行者についての第三条  
第二項の規定の適用については、同項中「及び  
九月三十日」とあるのは、「六月三十日、九  
月三十日及び十二月三十一日」として、この章  
の規定を適用する。この場合において、必要な  
技術的読み替えは、政令で定める。

前項の規定の適用を受けている前払式支払手  
段発行者が、内閣府令で定めるところにより、  
同項の規定の適用を受けることをやめようとす  
る旨その他内閣府令で定める事項を記載した届  
出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該  
前払式支払手段発行者については、当該届出書  
を提出した日（当該提出した日の属する基準期  
間が特別基準日（毎年六月三十日及び十二月三  
十一日をいう。）の翌日から次の通常基準日  
(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以  
下この項において同じ。)までの期間である場  
合にあつては、当該通常基準日。以下この項に  
おいて同じ。）後は、前項の規定は、適用しな  
い。ただし、当該前払式支払手段発行者が、當  
該提出した日後新たに同項の届出書を提出した  
ときは、この限りでない。

2 前項の規定により自家型前払式支払手段の承  
継が行われた日の直前の基準日未使用残高  
の内閣府令で定める書類を添付しなければなら  
ない。

四 承継した自家型前払式支払手段に係る第五  
条第一項第六号から第十一号までに掲げる  
事項

3 前項の届出書には、財務に関する書類その他  
の内閣府令で定める書類を添付しなければなら  
ない。

四 承継した自家型前払式支払手段の承継が行われた  
日の直前の基準日未使用残高の内閣府令で定める書類を添付しなければなら  
ない。

四 第一項の規定により自家型発行者とみなされ  
た者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項  
のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、  
その旨を内閣総理大臣に届け出なければなら  
ない。

2 第一項の規定により自家型前払式支払手段の承  
継が行われた日の直前の基準日未使用残高の内  
閣府令で定める書類を添付しなければなら  
ない。

3 前項の届出書には、財務に関する書類その他  
の内閣府令で定める書類を添付しなければなら  
ない。

4 第一項の規定により自家型発行者とみなされ  
た者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項  
のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、  
その旨を内閣総理大臣に届け出なければなら  
ない。

(発行保証金の還付)

**第三十一条** 前払式支払手段の保有者は、前払式  
支払手段に係る債権に關し、当該前払式支払手  
段に係る発行保証金について、他の債権者に先  
立ち弁済を受ける権利を有する。

内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該  
する場合において、前払式支払手段の保有者の  
利益の保護を図るために必要があると認める  
ときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を  
下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の  
申出をするべきこと及びその期間内に債権の申  
出をしないときは当該公示に係る発行保証金につ  
いての権利の実行の手続から除外されるべきこ  
とを公示しなければならない。

一 前項の権利の申立てがあつたとき。

事由により前払式支払手段発行者から自家型前  
払式支払手段の発行の業務を承継した場合（第  
三者型前払式支払手段の発行の業務を承継した  
場合を除く。）において、当該業務の承継に係  
る自家型前払式支払手段の承継が行われた日  
前の基準日未使用残高が基準額を超えるとき  
は、当該前払式支払手段発行者以外の者を当該  
事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の  
又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の  
係る特例）

**第三十条** 前払式支払手段発行者以外の者が相続  
して政令で定める期間を経過した日以後でな  
れば、第一項の届出書を提出することができ  
ない。

4 第二項本文の届出書を提出した前払式支払手  
段発行者は、当該届出書を提出した日から起算  
して政令で定める期間を経過した日以後でな  
れば、第一項の届出書を提出することができ  
ない。

(自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に  
係る特例)

3 前項の規定により第七条の登録を取り消し  
たとき、又は第三十三条第二項の規定により第  
七条の登録がその効力を失つたときは、当該登  
録を抹消しなければならない。

二 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者（次項及び第五項にかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる）に委託することができる。

4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかる場合、前項の規定により委託を受けた業務を行なうことができる。

5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者は又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するものほか、第一項の権利の実行に関する事項は、政令で定める。（発行保証金の還付への協力）

第三十二条 前払式支払手段発行者から発行の業務の委託を受けた者、密接関係者、加盟店その他の当該前払式支払手段発行者の関係者は、当該前払式支払手段発行者が発行した前払式支払手段に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。（廃止の届出等）

第三十三条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廢止したとき。二 第三十一条第二項第二号に掲げるとき。二 第三者型発行者が第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部を廢止したときは、当該第三者型発行者の第七条の登録は、その効力を失う。（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第三十四条 第三者型発行者について、第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第七条の登録が効力を失つたときは、当該第三者型発行者であった者は、その発行した第三者型前払式支払手段に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお第三者型発行者とみなす。

（銀行等に関する特例）

第三十五条 政令で定める要件を満たす銀行等の他政令で定める者に該当する前払式支払手段発行者については、第十四条第一項の規定は、適用しない。（外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止）

第三十六条 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者は、国内にある者に対する、その外国において発行する前払式支払手段の勧誘をしてはならない。

### 第三章 資金移動

#### 第一節 総則

（定義）

第三十六条の二 この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業（特定資金移動業を除く。第四項を除き、以下同じ。）のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2 この章において「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として當むこと（第三種資金移動業を除く。）をいう。

3 この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として當むことをいう。

4 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として當むことをいう。

（資金移動業者の登録）

第三十七条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかるはず、資金移動業を當むことができる。（資金移動業者の登録）

2 特定信託会社に関する特例

第三十七条の二 特定信託会社は、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しない場合には、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかるはず、特定資金移動業を當むことができる。

3 特定信託会社が前項の規定により特定資金移動業を當む場合においては、特定資金移動業を資金移動業と、当該特定信託会社を資金移動業者とそれぞれみなして、第二条第二十四項及び

第二十五項、第三十九条、第四十条の二、第四

十一条（第一項及び第二項を除く。）、第四十二条、第四十九条から第五十一条まで、第五十一

条の四から第五十三条（第二項各号及び第三項各号を除く。）まで、第五十四条から第五十六

条第一項まで、第五十八条、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二条の八、第五章、第六

章、第一百二条並びに第一百三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この表において、次の表の上欄に掲げる規定中同

場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第二条第二項資金移動業務

特定資金移動業務

特定資金移動業

特定資金移動業務

第三十八条第一項 第三十九条第一項 第四十一条 第三十八条第一項 第三十九条第一項 第四十二

条第四項 各号 一号

のいずれかに変更に変更

除く、同項第七号除くに掲げる事項の変更にあつては、同一種別の資金移動業の全部を廃止し

たことによるものに限る

に掲げる事項の変更にあつては、同一種別の資金移動業の全部を廃止し

第五十一条	第一項業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託行為替取引を業として替取引を業として
第五十二条	又は第二項	同項に規定する少額について破産手続開始の申立て等が行われた当該特定信託会社に該当
第五十三条	第五十六条第一項	第五十六条第一項
第五十四条	第五十六条第一項	第五十六条第一項

第三十九条	第一号	第二号
第四十条	二	三
第四十一条	一	二
第四十二条	二	三
第四十三条	三	四
第四十四条	四	五
第四十五条	五	六
第四十六条	六	七
第四十七条	七	八
第四十八条	八	九
第四十九条	九	十
第五十条	十	十一

第五十一条	第一項業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託行為替取引を業として替取引を業として
第五十二条	又は第二項	同項に規定する少額について破産手続開始の申立て等が行われた当該特定信託会社に該当
第五十三条	第五十六条第一項	第五十六条第一項
第五十四条	第五十六条第一項	第五十六条第一項

第五十一条	第一項業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託行為替取引を業として替取引を業として
第五十二条	又は第二項	同項に規定する少額について破産手続開始の申立て等が行われた当該特定信託会社に該当
第五十三条	第五十六条第一項	第五十六条第一項
第五十四条	第五十六条第一項	第五十六条第一項

の執行を終わり、又はその刑の執行を受け受けたことがなくなった日から五年を経過しない者

二 この法律、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）若しくは信託業法又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國ににおいて受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。（業務実施計画の認可）

3 内閣総理大臣は、第一種資金移動業者を當もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 為替取引により移動させる資金の額の上限を定める場合にあつては、当該上限額を定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

3 内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項第二号に掲げる事項の変更（新たな種別の資金移動業を當もうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定める期間内に、その當む資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。第四十八条において同じ。）の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 第三十九条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一項各号（第一号、第二号及び第六号から第十一号までを除く。）」と、第三十九条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第四十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第六号から第十一号までを除く。）」と読み替えるものとする。

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更（うち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める変更（次項において「特定業務内容等の変更」という。）をしようとするときも、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 資金移動業者は、第三十九条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更（特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあっては、一つの種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。）があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

第四十二条 資金移動業者は、自己の名義をもつて、他人に資金移動業を當ませてはならない。

第二節 業務

（履行保証金の供託）

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定める

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定める

第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業者が定める期間内に供託すること。

一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第一種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上に該当する額の履行保証金を、当該期間の末日（第四十五条の二第四項及び第五項並びに第四十七条第一号において「基準日」という。）から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

前項各号の「要履行保証額」とは、資金移動業の種別ごとの各営業日における未達債務の額（資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であつて内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。）と第五十九条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額（第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が當む第三種資金移動業にあつては、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に同額から当該各営業日における未達債務の額に同額に規定する預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額として内閣府令で定めたところにより算出した額の合計額）をいう。

二 第二種資金移動業に係る履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者が行う為替取引（当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）の利用者を受益者とすること。

二 受益者代理人を置いていること。

三 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。

四 その他内閣府令で定める事項

（履行保証金の保管）

3 履行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替債を含む。第四十五条第三項において同じ。）をもつてこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（履行保証金保全契約）

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、その當む資金移動業の種別ごとに履

第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

二 この法律、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）若しくは信託業法又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 第三十九条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一項各号（第一号、第二号及び第六号から第十一号までを除く。）」と、第三十九条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第四十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第六号から第十一号までを除く。）」と読み替えるものとする。

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更（うち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める変更（次項において「特定業務内容等の変更」という。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 資金移動業者は、第三十九条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更（特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあっては、一つの種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。）があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

金の全部又は一部の供託をしないことができる。この場合において、当該資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に第二号に掲げる割合（当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下この条及び第五十九条第一項において「預貯金等管理割合」という。）を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に規定する預貯金等管理制度により管理しなければならない。

第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額の全部又は一部に相当する額の金銭を、銀行等に対する預貯金（この項の規定により管理しなければならないものとされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限る。）により管理する方法その他の内閣府令で定める方法（以下の条及び第五十三条第二項第二号において「預貯金等管理制度」という。）により管理することを開始する日

第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理制度により管理する額の当該未達債務の額に対する割合

その他内閣府令で定める事項

前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理制度による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第一百三号）第六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理制度割合その他内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

預貯金等管理制度を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が当該変更をする場合にその當む第三種資金移動業についての第三種資金移動業の規定により供託する金額）と異なることとなる履行保証金の額をいう。）

5 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめる日（以下この項において「預貯金等管理制度終了日」という。）

その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理制度終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条

第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理制度終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその當む第三種資金移動業についての第三種資金移動業の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）を下回るときは、この限りでない。

#### （供託命令）

第四十六条 内閣総理大臣は、資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結した資金移動業者はこれらの契約の相手方に対し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

#### （履行保証金の取戻し）

第四十七条 一つの種別の資金移動業に係る履行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 直前の基準日（第一種資金移動業においては、各営業日）における要供託額（資金移動業者が第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）が、当該基準日における履行保証金の額を超過する場合

二 第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。

三 為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として政令で定める場合

（履行保証金の保管替えその他の手続）

第四十八条 この節に規定するもののほか、資金移動業者の本店の所在地の変更に伴う履行保証金の保管替えその他履行保証金の供託に関する必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

第五十条 資金移動業者は、内閣府令で定める事項により供託しなければならない。

第一項の規定により供託しなければならないことにより、資金移動業に係る情報の漏えいにより、資金移動業に係る情報の漏えい

い、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

#### （委託先に対する指導）

第五十条 資金移動業者は、資金移動業の一部を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理制度終了日における第三種資金移動業に係る業務の委託先に対する指導その他の他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならぬ。

（利用者の保護等に関する措置）

第五十一条 資金移動業者は、内閣府令で定める事項の規定により手続実施者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならぬ。

（資金移動業者による手続実施基本契約）

第五十二条 資金移動業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業者との間で、手数料その他の資金移動業紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

二 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合資金移動業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

第五十三条 資金移動業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業者との間で、手数料その他の資金移動業紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

三 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、該手続実施基本契約による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定期の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定期の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定資金移動業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項の規定により認められたとき、又は同号の一の指定資金移動業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定による指定期の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

が資金移動業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定資金移動業務紛争解決機関との間で資金移動業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合資金移動業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第六十二条の十、第五項及び第六十三条の十二、第五項において同じ。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

### 第三節 監督

#### （帳簿書類）

第五十二条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、その資金移動業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。（報告書）

第五十三条 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超える範囲内で内閣府令で定める期間（第二号において単に「期間」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者、前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書

二 前項第一号に掲げる者、財務に関する書類

3 その他の内閣府令で定める書類

二 前項第二号に掲げる者、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

（立入検査等）

第五十四条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとときは、資金移動業者に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者から業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることとする。

2 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、当該資金移動業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。）に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。（登録の抹消）

第五十七条 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消したとき、又は第六十一条第二項の規定により第三十七条の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第五十六条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 前項の資金移動業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。（業務改善命令）

第五十五条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとときは、その必要の限度において、資金移動業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第五十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第四十条第一項各号に該当することとなつたとき。

2 不正の手段により第三十七条の登録又は第一項各号に掲げる者、財務に関する書類

3 前項第二号に掲げる者、財務に関する書類

二 前項第一項の認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営むたとき。

3 第四十一条第一項の変更登録を受けたとき。

（履行保証金の供託等に係る特例）

第五十八条 内閣総理大臣は、第五十六条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。（監督处分の公告）

2 第四節 雜則

3 第四十九条第一項の規定による履行保証金の供託等に係る特例

二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日（次項において「特例適用開始日」という。）以後、第二号に掲げる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。）について一括供託をすることができる。この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない」とみなす。

二 一括供託を開始する日

三 その他内閣府令で定める事項

二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別（算定期間、基準日等及び供託期限が同一であるものに限る。）

一 一括供託を開始する日

二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別（算定期間、基準日等及び供託期限が同一である。）

三 その他の内閣府令で定める事項

二 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用開始日において第四十三条第一項の規定によりその営む特例対象資金移動業ごとに供託していた履行保証金については、当該資金移動業者が前項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託した履行保証金とみなす。

二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日（次項において「特例適用開始日」という。）以後、第二号に掲げる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。）について一括供託をすることができる。この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない」とみなす。

二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日（次項において「特例適用開始日」という。）以後、第二号に掲げる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。）について一括供託をすることができる。この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない」とみなす。

において「特例適用終了資金移動業」という。)、特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる日(以下この項及び次項において「特例適用終了日」という。)その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、特例適用終了日以後、当該特例適用終了資金移動業については、第一項の規定は、適用しない。

前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用終了日において第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金(第二項の規定により、第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む)については、特例適用終了日の直前の基準日等における特例適用終了資金移動業ごとの要供託額(当該資金移動業者が特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる場合に当該特例適用終了資金移動業ごとに第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。)に応じて、内閣府令で定めるところにより、その當む特例適用終了資金移動業ごとに供託した履行保証金とみなす。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 算定期間 第一種資金移動業にあつては一営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間をいう。

二 基準日等 第一種資金移動業にあつては各営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第三号に規定する基準日をいう。

三 供託期限 第一種資金移動業にあつては第団十三条第一項第一号に規定する各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第団第二号に規定する基準日から一週間に内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四 一括供託 同一の手続により一括して行う履行保証金の供託をいう。

(履行保証金の還付)

**第五十九条** 資金移動業者がその営むの種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該種別の資金移動業に係る債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは、当該公示に係る履行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。

権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行なうことができる。

公務に従事する職員とみなす。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(履行保証金の還付への協力)

**第六十条** 資金移動業者がから資金移動業の委託を受けた者その他の当該資金移動業者の関係者は、当該資金移動業者の為替取引に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要

な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(廃止の届出等)

**第六十一条** 資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資金移動業の全部又は一部を廃止したとき。

二 第五十九条第二項第二号に掲げるとき。

三 資金移動業者が資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該資金移動業者であつた者は、その行う為替取引に係る債務を負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは、当該公示に係る履行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。

権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行なうことができる。

公務に従事する職員とみなす。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(履行保証金の還付への協力)

**第六十条** 資金移動業者がから資金移動業の委託を受けた者その他の当該資金移動業者の関係者は、当該資金移動業者の為替取引に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要

な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(廃止の届出等)

**第六十一条** 資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資金移動業の全部又は一部を廃止したとき。

二 第五十九条第二項第二号に掲げるとき。

三 資金移動業者が資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該資金移動業者であつた者は、その行う為替取引に係る債務を負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは、当該公示に係る履行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。

権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行なうことができる。

公務に従事する職員とみなす。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(履行保証金の還付への協力)

**第六十条** 資金移動業者がから資金移動業の委託を受けた者その他の当該資金移動業者の関係者は、当該資金移動業者の為替取引に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要

な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(廃止の届出等)

**第六十二条** 資金移動業者等取引業者の登録

**第六十二条の二** 第三十七条の登録を受けていない外國資金移動業者及び信託業法第二条第五項に規定する外國信託業者(第三十七条の二第三項の規定による届出をしている外國信託会社(同法第二条第六項に規定する外國信託会社をいう。)を除く。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない。

**第六十二条の三** 電子決済手段等取引業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

**第六十二条の四** 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 電子決済手段等取引業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役とし、指名委員会等設置会

社にあつては取締役及び執行役とし、外国電子決済手段等取引業者にあつては、子決済手段等取引業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。の氏名  
五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称  
六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名  
七 電子決済手段等取引業の業務の種別（電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十条の七第一項、第六十二条の二十六第二項及び第一百七条第九号において同じ。）  
八 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所  
九 第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の商号及び住所  
十 電子決済手段等取引業の内容及び方法  
十一 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所  
十二 他に事業を行つているときは、その事業の種類  
十三 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類添付しなければならない。  
(電子決済手段等取引業者登録簿)  
第五条の五 内閣総理大臣は、第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。  
一 前条第一項各号に掲げる事項  
二 登録年月日及び登録番号  
内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。  
(登録の拒否)  
第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。

申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一 株式会社又は外国電子決済手段等取引業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの  
二 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人  
三 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人  
四 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人  
五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人  
六 電子決済手段等取引業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人（電子決済手段関連業務を行う者に限る。）であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（電子決済手段等取引業の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの  
七 他の電子決済手段等取引業者が現に用いている商号又は他の電子決済手段等取引業者と同一の商号又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないとする法人  
八 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。  
(登録の拒否)

社にあつては取締役及び執行役とし、外國電子決済手段等取引業者にあつては、子決済手段等取引業者にあつては外國の法令上これらに相当する者とする。の氏名  
五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称  
六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名  
七 電子決済手段等取引業の業務の種別（電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十条の七第一項、第六十二条の二十六第二項及び第一百七条第九号において同じ。）  
八 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所  
九 第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の商号及び住所  
十 電子決済手段等取引業の内容及び方法  
十一 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所  
十二 他に事業を行つているときは、その事業の種類  
十三 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類添付しなければならない。  
(電子決済手段等取引業者登録簿)  
第五条の五 内閣総理大臣は、第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。  
一 前条第一項各号に掲げる事項  
二 登録年月日及び登録番号  
内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。  
(登録の拒否)  
第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。

申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一 株式会社又は外国電子決済手段等取引業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの  
二 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人  
三 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人  
四 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人  
五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人  
六 電子決済手段等取引業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人（電子決済手段関連業務を行う者に限る。）であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（電子決済手段等取引業の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備しない法人  
七 他の電子決済手段等取引業者が現に用いている商号又は当該社内規則を遵守するための体制を整備しないとする法人  
八 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。  
(登録の拒否)

社にあつては取締役及び執行役とし、外國電子決済手段等取引業者にあつては、子決済手段等取引業者にあつては外國の法令上これらに相当する者とする。の氏名  
五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称  
六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名  
七 電子決済手段等取引業の業務の種別（電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十条の七第一項、第六十二条の二十六第二項及び第一百七条第九号において同じ。）  
八 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所  
九 第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の商号及び住所  
十 電子決済手段等取引業の内容及び方法  
十一 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所  
十二 他に事業を行つているときは、その事業の種類  
十三 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類添付しなければならない。  
(電子決済手段等取引業者登録簿)  
第五条の五 内閣総理大臣は、第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。  
一 前条第一項各号に掲げる事項  
二 登録年月日及び登録番号  
内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。  
(登録の拒否)  
第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。

## 4 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四

第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（第一項の規定による変更登録を受けた場合及び前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による変更登録を受けた場合及び前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第六十二条の八 銀行等又は資金移動業者であつて、電子決済手段を発行する者（以下この条において「発行者」という。）は、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しない場合には、第六十二条の三の規定にかかるらず、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行なうことができる。

2 発行者が前項の規定により電子決済手段等取引業を行なう場合においては、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第二条第二十項、第六十二条の五、前条第三項から第五項まで、次条から第六十二条の十二まで、第六十条の十四、第六十二条の十六から第六十二条の二十二第一項まで、第六十二条の二十四から第六十二条の二十六第一項まで、第五章、第六章、第一百二条及び第一百三条の規定並びにこれらが規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条第六十二条の三の第六十二条の八第一項登録の申請があつたときは、次条届出があつたときは、その登録を拒否する場合を除くほか、電子決済手段等取引業者登録簿に登録し（第九号を除く。）

## 一項第二

## 二項

## 三項

## 四項

## 五項

## 六項

## 七項

## 八項

情報の提供その他の電子決済手段等取引業利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## （金銭等の預託の禁止）

第六十二条の十三 電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他財産（電子決済手段を除く。）の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定める者との金銭その他の財産を預託させてはならない。

第六十二条の十四 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段と分別して管理しなければならない。

第六十二条の十五 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業を行なう場合（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（以下この条において「発行者等」という。）との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項その他内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従つて当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行なへばならない。

第六十二条の十一 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第六十二条の十二 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行なう業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子

## 九項

## 十項

## 十一項

## 十二項

## 十三項

## 十四項

## 十五項

決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## （利用者財産の管理）

第六十二条の十六 当該電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と同一の名簿に登載（第九号を除く。）

第六十二条の十七 第二節 業務（情報の安全管理）

第六十二条の九 電子決済手段等取引業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済手段等取引業を行なへてはならない。（名義貸しの禁止）

第六十二条の十 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。（委託先に対する指導）

第六十二条の十一 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第六十二条の十二 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行なう業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子

## 十六項

## 十七項

## 十八項

## 十九項

## 二十項

## 二十一項

## 二十二項

決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## （電子決済手段等取引業の登録による届出）

第六十二条の二十二 登録番号

第六十二条の二十二 登録年月日及び登記

第六十二条の二十二 登記番号

第六十二条の二十二 登記を

## 二十二項

## 二十三項

## 二十四項

## 二十五項

## 二十六項

## 二十七項

## 二十八項

決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## （電子決済手段等取引業の登録による届出）

第六十二条の二十二 登録番号

第六十二条の二十二 登記年月日及び登記

第六十二条の二十二 登記番号

第六十二条の二十二 登記を

## 二十二項

## 二十三項

## 二十四項

## 二十五項

## 二十六項

## 二十七項

## 二十八項

決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保るために必要な措置を講じなければならない。

(指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との契約締結義務等)

**第六十二条の十六** 電子決済手段等取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関

(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務であるもの)をいう。

(以下この条において同じ。)が存在する場合

同一の指定電子決済手段等取引業者である

業務紛争解決機関との間で電子決済手段等取引業に係る手続実施基本契約(第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。)を締結する措置

二 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合

(電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

電子決済手段等取引業は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合は、当該手続実施基本契約の相手方である

指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

三 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合は、当該第一号に掲げる場合に該当してい

た場合において、同項第二号に掲げる場合に該

当することとなつたとき

第一百一条第一項に

おいて読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による

指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合は、当該第一号に掲げる場合に該当してい

た場合において、同号の一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による

指定により認められたとき、又は同号の一の指

定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の第十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき(前号に

掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるた

めに必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合はにおいて、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき

第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣

四 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用

者の他の従業者に対する助言若しくは指導を消費

生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦

情に係る相談その他の消費生活に関する事項に

ついて専門的な知識経験を有する者として内閣

府令で定める者に行わせること又はこれに準ず

るものとして内閣府令で定める措置をいう。

五 第一項第一号の「紛争解決措置」とは、利用

者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図

ることが又はこれに準ずるものとして内閣府令で

定める措置をいう。

(金融商品取引法の準用)

**第六十二条の十七** 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定(次項において「金融商品取引法規定」という。)は、特定電子決済手段等取引契約(通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。)に係る電子決済手段等取引業者について準用する。この場合において同一の指定電子決済手段等取引業者に係る電子決済手段関連業務を行なう電子決済手段等取引業者について準用する。

六 第一項第二号の「報告書」とは、同一の報告書(帳簿書類)を併せて提出する報告書である。

第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条

(帳簿書類)

第三節 監督

金融商品取引行為

金利、通貨の価格、通貨の価格

金融商品市場における相場

報告書

報告書

報告書

報告書

報告書

七 第二項の報告書には、電子決済手段等取引業者に係る電子決済手段等取引業者が、特定電子決済手段等取引業の適正かつ確實な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段等取引業者に對し該電子決済手段等取引業者による書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

八 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者に關し管理する利用者の電子決済手段の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)

**第六十二条の二十** 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確實な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段等取引業者に對し該電子決済手段等取引業者に對し該電子決済手段等取引業者若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該職員に該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該職員に該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入り、当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

九 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者に對し該電子決済手段等取引業の適正かつ確實な遂行のために必要があると認めるときは、該電子決済手段等取引業の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

十 内閣総理大臣に提出しなければならない。

十一 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を作成しなければならない。

十二 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を作成しなければならない。

十三 第一項の登録の取消し等

内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段等取引業者が次に該当する場合は、第六十二条の三の登録を取り消す。

引業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役（外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者があつては、国内における代表者の）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めることにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

**第六十二条の二十三** 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消したとき、又は第六十二条の二十五第二項の規定により第六十二条の三の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

**(監督処分の公告)**

**第六十二条の二十四** 内閣総理大臣は、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

**第四節 雜則**

**(廃止の届出等)**

**第六十二条の二十五** 電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したとき。

二 当該電子決済手段等取引業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

三 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その

効力を失う。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であつた者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う電子決済手段等取引業に關し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子

取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

る公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

**(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)**

**第六十二条の二十六** 電子決済手段等取引業者について、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消されたとき（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、そ

の当該電子決済手段等取引業であつた者は、そ

の行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならぬ。

この場合において、当該電子決済手段等取引業であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子

取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

る公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

る公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

る公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

る公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定によ

**(登録の申請)**

**第六十三条の三** 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 暗号資産交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役 監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国暗号資産交換業者にあつては外國の法令上これらに相当する者とする。の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国暗号資産交換業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 取り扱う暗号資産の名称

八 暗号資産交換業の内容及び方法

九 暗号資産交換業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名稱及び住所

十 他に事業を行つているときは、その事業の種類

十一 その他内閣府令で定める事項

十二 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、暗号資産交換業を適正かつ確實に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

十三 会社法第九百四十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十七条、第九百四十九条、第九百五十一条、第九百四十六条、第九百四十七条规定は、外國電子決済手段等取引業者（外國電子決済手段等取引業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四条に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十四 会社法第九百四十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十七条、第九百四十九条、第九百五十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条の規定は、外國電子決済手段等取引業者が電子公告により第一項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

**(外国電子決済手段等取引業者の勧誘の禁止)**

**第六十三条の四** 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を暗号資産交換業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をし、登録しなければならない。

内閣総理大臣は、暗号資産交換業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

**第六十三条の五** 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国暗号資産交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限りる。）のない法人

三 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 暗号資産交換業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他規則（暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七 他の暗号資産交換業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の暗号資産交換業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとす

八 第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外

国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段

等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない

法人

十 この法律、金融商品取引法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する規定による刑を含む。に処せられ、その刑

の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない

法人

十一 他に行う事業が公益に反すると認められ

る法人

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国暗号資産交換業者にあっては、外

国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者

イ 心身の故障のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行することができない者と

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない

い者

二 この法律、金融商品取引法、出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外

国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

に処せられ、その刑の執行を終わり、又は

その刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

から五年を経過しない者

本 暗号資産交換業者が第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外

国の法令の規定により当該外国において受け

ている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段

ら五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

**第六十三条の六** 暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（禁上行為）

**第六十三条の九の三** 暗号資産交換業者は、その旨を内閣総理大臣に届け出

が少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）、

二 条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内閣総理大臣に届け出をした場合を除く。）に遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（暗号資産交換業の利用者を相手方として第一

二条第十五項各号に掲げる行為を行ふことを内閣総理大臣に届け出をした場合を除く。）に遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出

が少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## （情報の安全管理）

**第六十三条の八** 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

**第六十三条の九** 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の一部を第三者に委託（二以上の場合にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正化のための措置を講じなければならない。

（暗号資産交換業の広告）

**第六十三条の九の二** 暗号資産交換業者は、その登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の内閣府令で定めるところにより、次に掲げた事項を表示しなければならない。

（暗号資産交換業者である旨及びその登録番号）

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（暗号資産の性質）

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定めるもの）

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（禁止行為）

**第六十三条の九の三** 暗号資産交換業者は、その旨を内閣総理大臣に届け出

が少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（暗号資産交換業者の商号）

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

に係る契約の内容についての情報の提供その他  
の当該暗号資産の交換等に係る業務の利用者の  
保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂  
行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用者財産の管理)

**第六十三条の十一** 暗号資産交換業者は、その行  
う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業の  
利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理  
し、内閣府令で定めるところにより、信託会社  
等に信託しなければならない。

**2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換  
業に関して、内閣府令で定めるところにより、  
暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗  
号資産と分別して管理しなければならない。こ  
の場合において、当該暗号資産交換業者は、利  
用者の暗号資産（利用者の利用の確保及び暗号  
資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なも  
のとて内閣府令で定める要件に該当するもの  
を除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少  
なければならぬ。**

**3 暗号資産交換業者は、前二項の規定による管  
理の状況について、内閣府令で定めるところに  
より、定期に、公認会計士又は監査法人の監査  
を受けなければならない。**

#### (履行保証暗号資産)

**第六十三条の十一の二** 暗号資産交換業者は、前  
条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該  
当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資產  
(以下この項及び第六十三条の十九の二第一項  
において「履行保証暗号資産」という。)を自  
己の暗号資産として保有し、内閣府令で定める  
ところにより、履行保証暗号資産以外の自己の  
暗号資産と分別して管理しなければならない。

**この場合において、当該暗号資産交換業者は、  
履行保証暗号資産を利用する者の保護に欠けるお  
それがないものとして内閣府令で定める方法で  
管理しなければならない。**

**2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理  
の状況について準用する。**

**(指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約  
締結義務等)**

**第六十三条の十二** 暗号資産交換業者は、次の各  
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め  
る措置を講じなければならない。

**一 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（指定  
紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の  
者からの苦情の処理の業務に従事する使用人そ**

種別が暗号資産交換業務であるものをいう。  
以下この条において同じ。)が存在する場合

以下の指定暗号資産交換業務紛争解決機関と  
の間で暗号資産交換業に係る手続実施基本契  
約（第九十九条第一項第八号に規定する手続  
実施基本契約をいう。次項において同じ。）

#### を締結する措置

**二 指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在  
しない場合** 暗号資産交換業に関する苦情処  
理措置及び紛争解決措置

**三 暗号資産交換業者は、前項の規定により手続  
実施基本契約を締結する措置を講じた場合に**

**は、当該手続実施基本契約の相手方である指定  
暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称  
を公表しなければならない。**

**4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区  
分に応じ、当該各号に定める期間においては、  
適用しない。**

**一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた  
場合において、同項第二号に掲げる場合に該  
当することとなつたとき** 第一百一条第一項に  
おいて読み替えて準用する銀行法第五十二条  
の八十三第一項の規定による紛争解決等業務  
の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による  
指定の取消しの時に、同号に定める措置を講  
ずるために必要な期間として内閣総理大臣が  
定める期間

**二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた  
場合において、同号の一の指定暗号資産交換  
業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が  
第一項第一号に読み替えて準用する** 銀行法第五十二条の八十三第一項の規定によ  
り認可されたとき、又は同号の一の指定暗号  
資産交換業務紛争解決機関の第九十九条第一  
項の規定による指定が第一百条第一項の規定に  
より取り消されたとき（前号に掲げる場合を  
除く。）その認可又は取消しの時に、第一項  
第一号に定める措置を講ずるために必要な期  
間として内閣総理大臣が定める期間

**三 第一項第一号に掲げる場合に該当していた  
場合において、同号の一の指定暗号資産交換  
業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規  
定による指定が第一百条第一項の規定によ  
り取り消されたとき（前号に掲げる場合を  
除く。）その認可又は取消しの時に、第一項  
第一号に定める措置を講ずるために必要な期  
間として内閣総理大臣が定める期間**

の他の従業者に対する助言若しくは指導を消費  
生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦  
情に係る相談その他の消費生活に関する事項に  
ついて専門的な知識経験を有する者として内閣  
府令で定める者に行わせること又はこれに準ず  
るものとして内閣府令で定める措置をいう。

**二 指定暗号資産交換業務紛争解決機関とは、利  
用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図  
ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で  
定める措置をいう。**

#### 第三節 監督

**(帳簿書類)**

**第六十三条の十三** 暗号資産交換業者は、内閣府  
令で定めるところにより、その暗号資産交換業  
に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなけ  
ればならない。

**5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利  
用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図  
ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で  
定める措置をいう。**

**第六十三条の十四** 暗号資産交換業者は、事業年  
度ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗  
号資産交換業に関する報告書を作成し、内閣總  
理大臣に提出しなければならない。

**2 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又  
は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、  
前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ご  
とに、内閣府令で定めるところにより、暗号資  
産交換業に係る利用者の金銭の額及び  
告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければ  
ならない。**

**3 第一項の報告書には、財務に関する書類、當  
該書類についての公認会計士又は監査法人の監  
査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付  
しなければならない。**

**4 第二項の報告書には、暗号資産交換業に關し  
管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量  
を証する書類その他の内閣府令で定める書類を  
添付しなければならない。**

**（立入検査等）**

**第六十三条の十五** 内閣総理大臣は、暗号資産交  
換業の適正かつ確実な遂行のために必要がある  
と認めるときは、暗号資産交換業に対し当該  
暗号資産交換業者の業務若しくは財産に関し参  
考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、  
又は当該職員に当該暗号資産交換業者の営業所  
その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは  
財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書  
類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、暗号資産交換業の適正かつ  
確実な遂行のため特に必要があると認めると  
は、その必要の限度において、当該暗号資産交  
換業者から業務の委託を受けた者（その者から  
委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を  
受けた者を含む。以下この条において同じ。）  
に対し当該暗号資産交換業者の業務若しくは資  
産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資  
料の提出を命じ、又は当該職員に当該暗号資產  
交換業者から業務の委託を受けた者の施設に立  
ち入り、当該暗号資産交換業者の業務若しく  
は財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿  
書類その他の物件を検査させることができる。

前項の暗号資産交換業者から業務の委託を受  
けた者は、正当な理由があるときは、同項の規  
定による報告若しくは資料の提出又は質問若し  
くは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

**第六十三条の十六** 内閣総理大臣は、暗号資産交  
換業の適正かつ確実な遂行のために必要がある  
と認めるときは、その必要の限度において、暗  
号資産交換業者に対し、業務の運営又は財産の  
状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措  
置をとるべきことを命ずることができる。

**3 前項の暗号資産交換業者から業務の委託を受  
けた者は、正当な理由があるときは、同項の規  
定による報告若しくは資料の提出又は質問若し  
くは検査を拒むことができる。**

**第六十三条の十七** 内閣総理大臣は、暗号資産交  
換業者が次の各号のいずれかに該当すること  
は、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六  
ヶ月以内の期間を定めて暗号資産交換業の全部若  
しくは一部の停止を命ずることができる。

**一 第六十三条の五第一項各号に該当すること  
となつたとき。**

**二 不正の手段により第六十三条の二の登録を  
受けたとき。**

**三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又  
はこれらに基づく处分に違反したとき。**

**内閣総理大臣は、暗号資産交換業者の営業所  
の所在地を確知できないとき、又は暗号資産交  
換業者を代表する取締役若しくは執行役（外国  
の暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあ  
つては、国内における代表者の所在を確知でき  
ないときは、内閣府令で定めるところによ  
り、その事實を公告し、その公告の日から三十  
日を経過しても当該暗号資産交換業者から申出  
がないときは、当該暗号資産交換業者の第六十  
三条の二の登録を取り消すことができる。**

3 前項の規定による処分については、行政手続  
法第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

**第六十三条の十八** 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

**第六十三条の十九** 内閣総理大臣は、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

#### 第四節 雜則

(対象暗号資産の弁済)

**第六十三条の十九の二** 暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に關し、対象暗号資産(当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

**二 民法** (明治二十九年法律第八十九号) 第三百三十三条の規定は、前項の権利について準用する。

**三 第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。**

**(対象暗号資産の弁済への協力)**

**第六十三条の十九の三** 暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他当該暗号資産交換業者の関係者は、当該暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業に關し管理する利用者の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努力するものとする。(廃止の届出等)

**第六十三条の二十** 暗号資産交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 暗号資産交換業の全部又は一部を廃止した  
申立て等が行われたとき。

2 暗号資産交換業者が暗号資産交換業の全部を廃止したときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該暗号資産交換業者であつた者は、その行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う暗号資産交換業の全部若しくは一部の廢止をし、暗号資産交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該暗号資産交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による暗号資産交換業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目に届きやすい場所に掲示しなければならない。

3 暗号資産交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 暗号資産交換業者は、第三項の規定による公

告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割そ

の他の事由により当該業務の承継に係る公告を

した場合を除く。)には、廃止しよとする暗

号資産交換業として行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該暗号資産交換業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転をせばならない。

5 暗号資産交換業者は、第三項の規定による公

告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割そ

の他の事由により当該業務の承継に係る公告を

した場合を除く。)には、廃止しよとする暗

号資産交換業として行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該暗号資産交換業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転をせばならない。

6 会社法第九百四十三条第一項(第一号に係る部

分に限る。)及び第三項の規定は、暗号資産交換業者(外国暗号資産交換業者を除く。)が電子公告(同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部

分に限る。)及び第三項、第九百四十二条、第一九百四十六条、第一九百四十七条、第一九百五十五条第二項、第一九百五十三条並びに第一九百五十五

合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等)

**第六十三条の二十一** 暗号資産交換業者について、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定により第六十三条の二の登録が取り消されたときは、その行う暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は利用者に移転する目的の範囲内において又は、なお暗号資産交換業とみなす。

若しくは一部の廢止をし、暗号資産交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該暗号資産交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による暗号資産交換業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目に届きやすい場所に掲示しなければならない。

4 暗号資産交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 暗号資産交換業者は、第三項の規定による公

告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割そ

の他の事由により当該業務の承継に係る公告を

した場合を除く。)には、廃止しよとする暗

号資産交換業として行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該暗号資産交換業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転をせばならない。

6 会社法第九百四十三条の二の登録を受けていない外国暗号資産交換業者は、国内における者に対する第二条第五项各号に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

7 その他の主務省令で定める事項

8 その他の主務省令で定める事項

9 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

六 収支の見込みを記載した書類

七 その他の主務省令で定める書類

八 貸借対照表及び損益計算書

九 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の事の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の十七号において同じ。)

七 その行う為替取引に關し、当該許可を受けた者に対する者に為替取引分析業務を委託する金銭機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他の主務省令で定める事項

九 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

十 その他の主務省令で定める書類

一一 その他の主務省令で定める書類

一二 その他の主務省令で定める書類

一三 その他の主務省令で定める書類

一四 その他の主務省令で定める書類

一五 その他の主務省令で定める書類

一六 その他の主務省令で定める書類

一七 その他の主務省令で定める書類

一八 その他の主務省令で定める書類

一九 その他の主務省令で定める書類

二〇 その他の主務省令で定める書類

二一 その他の主務省令で定める書類

二二 その他の主務省令で定める書類

四 三 営業所又は事務所の名称及び所在地にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)又は理事及び監査役の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の事の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の十七号において同じ。)

七 その行う為替取引に關し、当該許可を受けた者に対する者に為替取引分析業務を委託する金銭機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他の主務省令で定める事項

九 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 会計参与の事の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の十七号において同じ。)

七 その行う為替取引に關し、当該許可を受けた者に対する者に為替取引分析業務を委託する金銭機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他の主務省令で定める事項

九 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 会計参与の事の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の十七号において同じ。)

七 その行う為替取引に關し、当該許可を受けた者に対する者に為替取引分析業務を委託する金銭機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他の主務省令で定める事項

九 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 会計参与の事の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の十七号において同じ。)

七 その行う為替取引に關し、当該許可を受けた者に対する者に為替取引分析業務を委託する金銭機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他の主務省令で定める事項

九 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 会計参与の事の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第六十三条の十七号において同じ。)

七 その行う為替取引に關し、当該許可を受けた者に対する者に為替取引分析業務を委託する金銭機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他の主務省令で定める事項

一 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないものイ 取締役会又は理事会

ロ 監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二条号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。）又は監事

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条第二项若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国人において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類する他の行政処分を含む。）を取り消され、その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 第三十七条の二第二項の規定により読み替え適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替え適用する第六十二条の二第二項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これら

四 この法律、銀行法等、外國為替及び外國貿易法、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいふ。以下この章及び次章において同じ。）のから五年を経過しない法人

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

二 この法律、個人情報の保護に関する法律、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

本 為替取引分析業者が第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消された場合は法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類する他の行政処分を含む。）を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類する他の行政処分を含む。）を

二 為替取引分析業者、業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

**第六十三条の二十八** 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部又は一部を他の為替取引分析業者をしてはならない。

2 為替取引分析業者は、為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならない。

**第六十三条の二十九** 為替取引分析業の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めるところにより、これらの業務を行わなければならぬ。

1 為替取引分析業者、業務方法書では定めるところにより、その業務を行わなければならぬ。

2 為替取引分析業者、業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

**第六十三条の三十** 為替取引分析業者は、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に係る業務について、主務省令で定めることとされる。

2 為替取引分析業者は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めたところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

**第六十三条の三十一** 為替取引分析業者の取締役等（取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業又は為替取引分析業の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めるところにより、これらの委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正化又は為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をしてはならない。

2 為替取引分析業者の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業及び為替取引分析業の実施に際して知り得た情報を、為替取引分析業及び為替取引分析業の用に供する目的以外に利用してはならない。

3 前二項の規定は、為替取引分析業者から為替取引分析業の委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

**第六十三条の三十二** 為替取引分析業者は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

**第六十三条の三十三** 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更（新たな種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第二号に掲げる事項（純資産額を除く。）若しくは同項第三号から第五号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第六号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第七号に掲げる事項に変更があつたとき（第六十三条の二十四及び第六十三条の二十五の規定は、第一項の許可について準用する。こ

の場合において、第六十三条の二十四第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と読み替えるものとする。

(報告書)

**第六十三条の三十四** 為替取引分析業者は、事業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、為替取引分析業者に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第六十三条の三十五** 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、為替取引分析業者に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第六十三条の三十六** 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認定するときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

**第六十三条の三十七** 主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十五第二項各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

**第六十三条の三十八** 為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第六十三条の三十九** 主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第二条第二十九項第五号又は第六号に掲げる者 厚生労働大臣

二 第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者 農林水産大臣

三 第二条第二十九項第十六号に掲げる者 財務大臣及び経済産業大臣(当該处分に係る行為を業として行う場合には、経済産業大臣)

(内閣総理大臣等への意見)

**第六十三条の四十** 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者(第二条第十八条項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。)の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に對して適當な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に對し、その旨の意見を述べることができる。

**第六十三条の三十六** 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

**第六十三条の三十七** 主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十五第二項各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

かに該当するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

2 主務大臣は、為替取引分析業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第六十三条の二十三の許可若しくは第六十三条の二十七第一項ただしへの承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができ

る。

**第四節 雜則**

**第六十三条の三十八** 為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第六十三条の三十九** 主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第二条第二十九項第五号又は第六号に掲げる者 厚生労働大臣

二 第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者 農林水産大臣

三 第二条第二十九項第十六号に掲げる者 財務大臣及び経済産業大臣(当該处分に係る行為を業として行う場合には、経済産業大臣)

(内閣総理大臣等への意見)

**第六十三条の四十** 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者(第二条第十八条項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。)の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に對して適當な措置をとすることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に對し、その旨の意見を述べることができる。

**第六十三条の三十六** 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に對して適當な措置をとることが必要であると認められる場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(主務大臣及び主務省令)

**第六十三条の四十** この章における主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣総理大臣及び財務大臣

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣総理大臣

三 前号における主務省令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣府令

二 この章における主務省令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣府令

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣府令

三 第二条第二十九項第一号に掲げる場合において、第六十条第一項第一号に掲げる場合において、第六十一条の三十五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

四 主務大臣は、前項の規定によりその権限を單独で行使したときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

(主務省令への委任)

五 収支の見込みを記載した書類

六 貸借対照表及び損益計算書

七 その他内閣府令で定める書類

(免許の基準)

**第六十六条** 内閣総理大臣は、第六十四条第一項の免許の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、資金清算業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、資金清算業に係る収支の見込みが良好であること。

二 資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行ってはならない。

三 その人的構成に照らして、資金清算業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 取締役及び監査役、監査等委員会若しくは指名委員会等又は監事

五 会計監査人

六 その他の内閣府令で定める事項

(事の氏名)

七 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

八 登記事項証明書

九 免許申請書

十 許約書

十一 登記事項証明書

十二 免許申請書

十三 免許申請書

十四 免許申請書

十五 免許申請書

十六 免許申請書

十七 免許申請書

十八 免許申請書

十九 免許申請書

二十 免許申請書

二十一 免許申請書

二十二 免許申請書

二十三 免許申請書

四 取締役及び監査役、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)又は理事及び監事の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 その他の内閣府令で定める事項

七 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

八 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

九 登記事項証明書

十 免許申請書

十一 免許申請書

十二 免許申請書

十三 免許申請書

十四 免許申請書

十五 免許申請書

十六 免許申請書

十七 免許申請書

十八 免許申請書

十九 免許申請書

二十 免許申請書

二十一 免許申請書

二十二 免許申請書

二十三 免許申請書

二十四 免許申請書

二十五 免許申請書

二十六 免許申請書

二十七 免許申請書



### 第三節 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可)

**第七十六条** 資金清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(資本金の額等の変更の届出)

**第七十七条** 資金清算機関は、第六十五条第一項第二号に掲げる事項(純資産額を除く)又は同項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(帳簿書類)

**第七十八条** 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その資金清算業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

**第七十九条** 資金清算機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金清算業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

**第八十条** 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金清算機関に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該資金清算機関から業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りらせ、当該資金清算機関の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の資金清算機関から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

### (業務改善命令)

**第八十二条** 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、資金清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(免許の取消し等)

**第八十三条** 内閣総理大臣は、資金清算機関が第六十四条第一項の免許を受けた時点において第六十六条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、第六十四条第一項の免許を取り消すことができる。

(前記の取消し)

**第八十四条** 内閣総理大臣は、資金清算機関に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への協議)

**第八十五条** 内閣総理大臣は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 第六十四条第一項の免許の取消し

二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(財務大臣への通知)

一 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し

二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(認定資金決済事業者協会の業務)

**第八十六条** 認定資金決済事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業を行ふに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 第六十四条第一項の規定による免許

二 第八十二条第一項又は第二項の規定による知するものとする。

三 第六十四条第一項の規定による免許

二 第八十二条第一項の免許の取消し

三 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(日本銀行からの意見聴取)

**第八十七条** 内閣総理大臣は、この章の規定に基づく処分を行うために必要があると認めるとき

は、日本銀行に対し、意見を求めることができる。

### 第五章 認定資金決済事業者協会

(認定資金決済事業者協会の認定)

**第八十八条** 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務(以下この章において「認定業務」という)を行う者として認定することができる。

一 前払式支払手段(第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。)の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者(第十条第一項第四号に規定する加盟店を含む。以下この章において同じ。)の利益の保護に資することを目的とすること。

二 前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者を社員(以下この章において「会員」といいう。)とする旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであるること。

(認定資金決済事業者協会の業務)

**第八十九条** 認定資金決済事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定資金決済事業者協会でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 認定資金決済事業者協会の会員でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員に関する情報の利用者への周知等)

**第九十条** 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求める場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。

2 認定資金決済事業者協会は、第九十七条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報について、前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者に提供できるようしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)

**第九十一条** 認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業

資産交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

又は暗号資産交換業の利用者から会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定資金決済事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定資金決済事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定資金決済事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定資金決済事業者協会が第九十九条第一項の規定による指定を受ける場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定資金決済事業者協会への報告等)

第六章 指定紛争解決等業務

**第九十二条** 会員は、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に關する情報その他利用者の利益を保護するため必要な情報として内閣府令で定めるものを得たときは、これを認定資金決済事業者協会に報告しなければならない。

2 認定資金決済事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

**第九十三条** 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの中職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの中職にあつた者は、その職務に關して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

**第九十四条** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一項各号に掲げる事項及び

第八十七条第二号に規定する定款の定めのかか、認定資金決済事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第八十八条规定の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

**第九十五条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定資金決済事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(認定資金決済事業者協会に対する監督命令等)

**第九十六条** 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定資金決済事業者協会への情報提供)

**第九十七条** 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の求めに応じ、認定資金決済事業者協会が認定業務を適正に行つるために必要な限度において、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

一 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の法人を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律、銀行法等若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政处分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

三 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業等関係業者に對し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聽取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

五 人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

六 この法律、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ正確に実施するために十分であると認められるること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施を内容とする契約をいう。以下この章において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（第一百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに第一百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業等関係業者（資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者をいう。以下この章において同じ。）の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

九 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業等関係業者に對し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聽取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

第十章 指定紛争解決機関

**第九十八条** 内閣総理大臣は、第八十七条の規定による認定をしたとき、又は第九十六条第二項の規定により当該認定を取り消したとき、若しくはその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部品に限り、同号に掲げる要件にあっては、第一百一一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

**第二百条** 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合は、前条第一項の規定による指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 次条第一項において読み替えて準用する銀

行法第五十二条の六十五、第五十二条の六十

六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七

十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。次項において同じ。）

又は暗号資産交換業（同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）に

分又は命令の日に次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項に規定する苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されたいた当事者、当該当事者以外の手続実施基本契約を締結した相手方である資金移動業等関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならぬ。

**第二百十一条** 内閣総理大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による指定の取消し等を公告しなければならない。

**第二百十二条** 内閣総理大臣は、第二項の規定の適用用

一 内閣総理大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による指定を取り消したとき、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（指定紛争解決機関に関する銀行法の規定の準用）

）、電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。次項において同じ。）に

第三項 第二十に 第二条銀行業務等資金移動業電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に業に

第五十 銀行業務で資金移動業務である場合につては、銀行業務にあつては為替取引に係る業種別が決済手段等取引業務、紛争解決等業種別が決済手段等取引業務、紛争解決等業種別が決済手段等取引業務の種別が暗号資産交換業である場合につては暗号資産交換業務

九項 第二条銀行業務及第三十び電子決済等取扱業務 第三項 第二十に 第二条銀行業務等資金移動業電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に業に

第六项 第二条の二 第二項 第五十 銀行業関係業者資金移動業等関係業者に業者を

第五十 銀行業関係業者資金移動業等関係業者を

九項 第二条の二 第二項 第五十 銀行業関係業者資金移動業等関係業者を

## 第七章 雜則

(検査職員の証明書の携帯)

**第二百二条** 第二十四条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第六十二条の十五

二十第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第八十条第一項若しくは

第二項又は第九十五条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

前項に規定する各規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣への資料提出等）

**第二百三条** 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者（第一条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。次項において同じ。）又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるこ

とができる。

（権限の委任）

**第一百四条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（内閣府令への委任）

**第一百五条** この法律（第四章を除く。以下この条において同じ。）に定めるもののほか、この法

律を実施するために必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

**第一百六条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとする。

**第八章 罰則**

**第一百七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、當該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第七条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段（第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。）の発行の業務を行ったとき。

二 不正の手段により第七条、第三十七条、第六十二条の三若しくは第六十三条の二の登録又は第四十一条第一項若しくは第六十二条の二正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けたとき。

三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせたとき。

四 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五 第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第四十一条第一項の変更登録を受けないで第六十二条の三の規定に違反して、他人に資金移動業を営んだとき。

七 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませたとき。

八 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の規定に違反して、同条の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行つたとき。

九 第六十二条の七第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだとき。

十 第六十二条の三の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませたとき。

十一 第六十二条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行わせたとき。

十二 第六十三条の二の登録を受けないで暗号資産交換業を行つたとき。

十三 第六十三条の七の規定に違反して、他人に暗号資産交換業を行わせたとき。

十四 第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行つたとき。

十五 不正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けたとき。

十六 第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十七 第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行つたとき。

十八 第六十四条第一項の規定に違反して、同項の免許を受けないで資金清算業を行つたとき。

十九 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けたとき。

二十 第六十五条第一項の規定に該当する場合に若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

二十一 第四十三条第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

二十二 第四十三条第一項の規定による預貯金等管理方法を行わなかつたとき。

二十三 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、同項第一号に規定する預貯金等管理方法を行わなかつたとき。

二十四 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつたとき。

二十五 第二十条第二項、第六十一条第三項、第六十二条の二十五第三項若しくは第六十三条の二十三第三項若しくは第七十八条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

二十六 第五十二条、第六十二条の十八、第六十三条の十九第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の三十四若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項、第六十二条の十九第三項若しくは第四項若しくは第六十条の二十四第三項若しくは第四項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出したとき。

二十七 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十二条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による報告

いて同じ。)を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかつたとき。

七 第六十三条の十七第二項の規定による暗号資産交換業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

八 第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

九 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十一 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十二 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十三 第九十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十四 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十五 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十六 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十七 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十八 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

十九 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十一 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十二 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十三 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十四 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十五 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十六 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十七 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十八 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十九 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十一 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十二 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十三 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十四 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十五 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十六 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十七 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十八 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十九 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

四十 第九十六条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

八 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十二条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第六十二条の十七第一項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という）第三十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

十 第六十三条の九の三の規定に違反して、同一条第一号に掲げる行為をしたとき。

十一 第六十三条の二十四第一項（第六十三条の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六十三条の二十四第二項（第六十三条の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したと

十二 第六十五条第一項の規定による免許申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第六十二条の十三の規定に違反したとき。

第一百十一条 第六十三条の三十一第一項若しくは第二項（これららの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項若しくは第二項（これららの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十五条第一項の規定による添付書類を提出せん。

ず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出したとき。

二 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類、第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書若しくは第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書若しくは第三十九条第二項（第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による添付書類を提出したとき。

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかつたとき。

四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつたとき。

五 第二十二条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

六 第二十四条第一項若しくは第二項の規定によくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出したとき。

七 第二十三条第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出したとき。

八 第二十二条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第二十三条の九の二に規定する事項を表示せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出したとき。

十 第二十三条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十一 第百十五条 法人（人格のない社団又は財團であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に 대하여各本条の罰金刑を科する。

一二 第百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第三項、第十一条第一項、第十一条の二第一項若しくは第二項、第四十条の二第二項、第四十二条第三項若しくは第四项、第六十二条の七第三項若しくは第四项若しくは虚偽の届出をしたとき。

二 第六十二条の八第三項の規定による届出を行つて電子決済手段等取引業を行い、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の記載をしたと

三 第二十二条の八第三項の規定による届出を行つて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十二条の八第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第二十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第二十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第二十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第二十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

十二 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項の違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

十三 第六十三条の九の二に規定する事項を表示せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出せん。

十四 第六十三条の九の三の規定に違反して、同一条第一号又は第三号に掲げる行為をしたとき。

十五 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十六 第九十五条の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第九十五条の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十八 第九十五条の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

二十 第百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

二十一 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十二 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十三 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十四 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十五 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十六 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十七 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十八 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二十九 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

三十 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたとき。

四 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

五 第三十条第二項の規定による届出書若しくは同項の規定による添付書類を提出せん。

六 第三十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第六十三条の二十七第二項、第六十三条の三十三第三項、第六十九条第二項若しくは第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第六十三条の三十二又は第七十六条の規定に違反したとき。

九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

十 第百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十一 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一二 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一三 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一四 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一五 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一六 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一七 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一八 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

一九 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二〇 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二一 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。

二二 第百十二条の八第三項の規定による命令に違ひ、又は虚偽の届出をしたとき。



三 人格のない社団又は財團にあつては、その代表者又は管理人の氏名	四 施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高	五 発行する前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等（第三条第三項に規定する支払可能金額等をいう。）	六 その他内閣府令で定める事項
第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行なう場合は、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三条型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合について準用する。	第十一条 第十三条から第十九条まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における前払式証票に係る供託及び当該前払式証票の所有者の権利の実行については、なお従前の例による。	旧法第十三条第一項（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により供託した発行保証金とみなす。
この法律の施行の際現に前払式証票（旧法附則第七条第三項に規定する前払式証票を除く。）以外の前払式支払手段の発行の業務を行つている者（次項において「供託対象外発行者」といふ。）が発行した当該前払式支払手段に係る第二分の一とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のよう読み替えるものとする。	前条第三項の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により読み替えて適用される第二分の一とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のよう読み替えるものとする。	前条第三項の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により読み替えて適用される第二分の一とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のよう読み替えるものとする。	前条第三項の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により読み替えて適用される第二分の一とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のよう読み替えるものとする。
4 施行日以後二回目に到来する基準日	六分の一	六分の二	六分の二

4 供託対象外発行者が施行日前に発行した前払式支払手段と施行日以後に発行する前払式支払手段を区分している場合には、当該供託対象外	第一項の規定により資金清算業を行なうことができる。	第一項の規定により資金清算業を行なうことは、その場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、旧法第十七条第一項に規定する報告書については、なお従前の例による。	第一項の規定により資金清算業を行なうことは、その場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
施行日以後最初に到来する基準日	六分の一	六分の二	六分の二

第一項の規定により資金清算業を行なうことができる。	第二項の規定により資金清算業を行なうことは、その場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、旧法第十七条第一項に規定する報告書については、なお従前の例による。	第二項の規定により資金清算業を行なうことは、その場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第二項の規定により資金清算業を行なうことは、その場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（施行期日）	八号 拝	八号 拝	八号 拝

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他の経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関について検討を加え、必要があると認めるとする裁決外紛争解決手續に係る制度の在り方に、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の	六分の二



<p><b>第七条</b> この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。</p> <p><b>一 旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの。</b></p> <p><b>二 旧資金決済法第八十七条の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないもの。</b></p> <p><b>三 旧資金決済法第六十三条の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつしてしたものとみなす。</b></p> <p><b>(権限の委任)</b></p>	<p><b>第十三条</b> 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第十一条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。</p> <p><b>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局长に委任することができる。</b></p> <p><b>(資金決済に関する法律の一帯調整の規定)</b></p> <p><b>第二十八条</b> 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三百七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号二」とあるのは、「同号二」とする。</p> <p><b>2 前項の場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第三十九条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号を除く）、第四十二条から第四十八条まで、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十二条、第六十二条第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百四十九条、第六百五十条、第六百五十一条、第六百五十十二条、第六百五十三条、第六百五十十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定を除く）、及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定</b></p>
--	---

<p><b>第二十九条</b> 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則（令和元年六月一四日法律第三十七条抄）</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十一条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定</b></p>	<p><b>第二十二条</b> 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則（令和元年六月一四日法律第三十七条抄）</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十一条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定</b></p>
---	---

<p><b>第二十三条</b> 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号抄）</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p><b>第二条</b> この法律（前条各号に掲げる規定においては、当該規定以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の資金決済に関する法律（以下「旧資金決済法」という。）及び第二十六条の規定（公布の日から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日（行政庁の行為等に関する経過措置）</p> <p><b>第三条</b> 附則第一条第二号に掲げる規定の施行規則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>（検討）</b></p> <p><b>第七条</b> 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>（罰則に関する経過措置）</b></p> <p><b>第三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>（検討）</b></p> <p><b>第七条</b> 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>
---	---

<p><b>第二十四条</b> 附則第二十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p><b>第五条</b> 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十条第二項の届出書を出したしたものとみなす。</p> <p><b>第六条</b> 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十条第二項の届出書を出したるものとみなす。</p> <p><b>第七条</b> 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を受けていた者を含む。）、及び第二十六条の規定（公布の日から第二十九条までの規定）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---	---

<p><b>第二十五条</b> 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を受けていた者を含む。）、及び第二十六条の規定（公布の日から第二十九条までの規定）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八条</p>	<p><b>別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融融資設置法（平成十年法律第二百三十号）第四条第一項第三号の改正規定に限る。）、第三十条（金融融資設置法（平成十年法律第二百三十号）第四条第一項第三号の改正規定に限る。）、及び第二十六条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八条</b></p>
---	---

条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録するものとする。

**第八条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

**第九条** みなし登録第二種業者が當む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第五十八条の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日前におけるみなし登録第二種業者が當む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

**第十条** みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三条第一項（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

2 みなし登録第二種業者が當む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、第二号施行日に新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

**第十二条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約は、新資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約は、新（第一種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

**第十三条** みなし登録第二種業者が當む第二種資金移動業とみなされ、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを當む資金移動業とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

**第十四条** 附則第七条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

**第十五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第十六条** 内閣総理大臣は、附則第七条第二項及び第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（罰則に関する経過措置）

**第十七条** 附則第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第十八条** 附則第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第十九条** 旧資金決済法第六十二条の規定により資金移動業者とみなされ、その行う為替取引に關し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを當む資金移動業とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

**第二十条** みなし登録第二種業者が當む第二種資金移動業についての新資金決済法第六十二条の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

**第二十一条** みなし登録第二種業者が當む第二種資金移動業とみなされ、その行う為替取引に關し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを當む資金移動業とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

**第二十二条** 附則第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

**附 則（令和四年六月一〇日法律第六一  
号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（資金決済に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置）

**第二条** この法律の施行の際現に高額電子移転可能な前払式支払手段を発行している者は、施行日から起算して二週間以内に、その氏名、商号又は名称、住所その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に高額電子移転可能な前払式支払手段を発行している者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

**第三条** この法律の施行の際現に高額電子移転可能な前払式支払手段を発行している者は、施行日から起算して二週間以内に、その氏名、商号又は名称、住所その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に高額電子移転可能な前払式支払手段を発行している者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

**第四条** この法律の施行の際現に為替取引分析業（新資金決済法第二条第十八項に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。）を行つている者は、施行日から起算して一年間（新資金決済法第六十三条の二十三の許可の申請をした場合において、当該期間内にその申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間）は、同条の規定にかかるらず、当該為替取引分析業を行うことができない。

2 前項の規定により為替取引分析業を行つことができる者が施行日から起算して一年を経過する日までに新資金決済法第六十三条の二十三の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

**第五条** 内閣総理大臣は、附則第三条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2  
金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第三十条** 政府は、この法律の施行後五年を目途  
(検討)

として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（西元明治二十九年六月一七日法律第六八  
號）抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和四年一二月九日法律第九七

(施行期日) 号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(施行期日) 九号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から適用される。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一二三 附則第六十八條の規定 公布の日 略 第一四〇 金融商品取引法第二百三十二条の規定

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十二条第二項の文三見三、

一条の三及び第二十四条第一項の改正規定  
同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四  
の八と別る文三見三並びに同法第二十四条の

のハを削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項、第四項及び第六項、第

十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条

の三十四、第五十七条の二、第二項及び第五項、第六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第一百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九十三条号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)及び第六条(水産業協同組合法第百十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条(投資信託及び投資法人に関する法律第二百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を除く。)、同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十一条中労働金庫法第九十四条の一の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改

正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第五十二条の二の五の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第五十二条の四十五の一の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第五十二条の六十の十七の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第五十二条の六十三条の二の五第五三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第六十三条の二の二の五第五三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百一十七条の二第八号及び第三百十号、第三百一十七条の二第八号及び第三百十号、第三百一十七条の二第八号及び第三百十号

九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（に対する誠実義務）を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。